

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1～3 （略）

II 森林整備の方法に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 （略）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

①皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

ア 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進し、林地の保全、落石等の防止、風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

イ～エ（略）

②～③（略）

3 その他必要な事項（略）

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1～3 （略）

II 森林整備の方法に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 （略）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

①皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

ア 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

イ～エ（略）

②～③（略）

3 その他必要な事項（略）

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の樹種については、造林地の気象、地形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び地利条件等を勘案しつつ、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

なお、樹種については、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(2) (略)

ア 人工造林の標準的な方法

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	備考
ス ギ	中仕立て	3,000	
	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	
ヒ ノ キ	中仕立て	3,000	
	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	

注）植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000本/ha、ヒノキ：1,500本/haを下限とする。

イ（略）

(3) (略)

2～5（略）

第3（略）

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の樹種については、造林地の気象、地形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び地利条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、クヌギ等を主要樹種とする。

なお、他種については、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(2) (略)

ア 人工造林の標準的な方法

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	備考
ス ギ	中仕立て	3,000	
ヒ ノ キ	中仕立て	3,000	

イ（略）

(3) (略)

2～5（略）

第3（略）

新計画（案）

現計画

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1～2（略）

3 その他必要な事項

該当なし

第5～第6（略）

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1（略）

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系	<u>110</u> 以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系	<u>85</u> 以上	25以上
	架線系	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系	60以上	15以上
	架線系	<u>20</u> 以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系	5以上	5以上

2～4（略）

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1～2（略）

2 その他必要な事項

該当なし

第5～第6（略）

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1（略）

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系	<u>100</u> 以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系	<u>75</u> 以上	25以上
	架線系	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系	60以上	15以上
	架線系	<u>15</u> 以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系	5以上	5以上

2～4（略）

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

新計画（案）

現計画

林家の森林整備、林業経営への意識を高揚するため、森林組合と共同し、林業施業に関する情報提供等を行うなど、林業従事者の養成及び確保に取り組む。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

2（略）

3 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域の実態を鑑みて、広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、森林組合等と連携しながら、間伐材等を活用可能な分野を検討する。また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

4（略）

Ⅲ～Ⅳ（略）

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1～6（略）

7 その他必要な事項

(1)～(3)（略）

(4) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進す

林家の森林整備、林業経営への意識を高揚するため、森林組合と共同し、林業施業に関する情報提供等を行うなど、林業従事者の養成及び確保に取り組む。

2（略）

3 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域の実態を鑑みて、広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、森林組合等と連携しながら、間伐材等を活用可能な分野を検討する。

4（略）

Ⅲ～Ⅳ（略）

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1～6（略）

7 その他必要な事項

(1)～(3)（略）

る観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

別表（略）

付属資料（略）

別表（略）

付属資料（略）